歯科用咬合力計

口腔機能モニター Oramo2



全歯用
Uタイプ

保険点数ガイド

有床義歯咀嚼機能検査

咬合圧測定 130点※

※ 咬合圧測定のみを実施した場合

口腔機能低下症

咬合圧測定 130点

算定要件、その他の詳しい内容等は厚生労働省または各都道府県の各歯科医師会等にお問い合わせください。



口腔機能モニター
Oramo2

標準医院価格
240,000円

医療機器届出番号：
23B2X10022000007
一般的名称：歯科用咬合力計

有床義歯咀嚼機能検査 咬合圧

対象患者

- ☑ 新製有床義歯管理料の「２困難な場合」に準じる場合
- ☑ 左右第二大臼歯を含む臼歯が4歯以上欠損している場合（第三大臼歯は歯数に含めない）
- ☑ 舌接触補助床又は顎補綴・口蓋補綴による装置を装着する場合
- ☑ 広範囲顎骨支持型装置埋入手術の(5)に準じる場合

有床義歯咀嚼機能検査の咬合圧測定は、「咬合力及び咬合圧分布等を測定する検査」とされています。
専用アプリ「bf-Pressure Map U」を使用することで、咬合圧分布等を確認できます。

アプリのお申込はこちら

新規有床義歯の装着日の属する月から起算して
6ヵ月以内月1回が限度

新義歯装着前月 → 新義歯装着 → 義歯調整 1 → 2 → 3 → 4 → 新義歯調整完了

実施項目	例 装着前	装着中	最終調整後
1-イ) 下顎運動測定と咀嚼能力測定を実施 560点	560点	140点	560点
1-ロ) 咀嚼能力測定のみ実施 140点	140点	140点	140点
2-イ) 下顎運動測定と咬合圧測定を実施 ※下顎の運動測定には別製品が必要 550点	550点	130点	550点
2-ロ) 咬合圧測定のみ実施 130点	130点	130点	130点

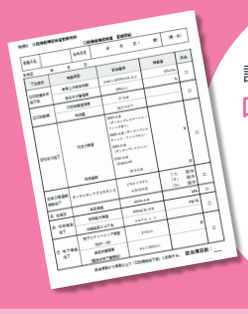
最終調整後の検査は、新義歯装着前と同じ検査を行う

SHOFU INC.

口腔機能低下症 検査項目

保険診療の流れ → 口腔機能低下症の検査・診断 → 管理計画の立案 → 管理計画の患者等への説明・同意 → 口腔機能管理 → 再評価 → 継続管理

□ 6か月後に再評価（口腔機能精密検査）を行う　□ 低下が2項目以下になっても継続管理可能
管理項目は3か月ごとに検査可能



下記7項目のうち
該当項目が3つ以上ある場合
口腔機能低下症であると
診断いたします。



口腔機能精密検査

1 口腔細菌定量検査2
口腔衛生状態不良
舌背上の微生物数、舌苔の付着程度
届出 必要　**65点**
3月に1回限り算定可能

2 口腔粘膜湿潤度検査
口腔乾燥
口腔粘膜湿潤度、唾液量

130点
3月に1回限り算定可能

3 咬合圧検査1
咬合力低下
咬合圧検査、残存歯数

基準値 375N 未満
届出 必要　**130点**
3月に1回限り算定可能

取扱製品


Uタイプ
口腔機能モニター
Oramo2

4 **舌口唇運動機能低下**
オーラルディアドコキネシス


5 舌圧検査
低舌圧
舌圧検査

140点
3月に1回限り算定可能

6 咀嚼能力検査1
咀嚼機能低下
咀嚼能力検査、咀嚼能率スコア法

140点
3月に1回限り算定可能

7 **嚥下機能低下**
嚥下スクリーニング検査、自記式質問票


上記「口腔機能精密検査」❶〜❼のうち、3項目以上該当の場合 …… **歯科疾患管理料　90点**

口腔機能評価に関する検査

左記検査番号❶❸❺❻

❸「咬合圧検査1」
❻「咀嚼能力検査1」は
どちらか一方のみ請求可能

対象
加齢等による口腔機能の低下が疑われる患者

算定要件
問診、口腔内所見または他の検査所見から加齢等による口腔機能の低下が疑われる患者に対し、口腔機能低下症の診断を目的として実施した場合に算定する。

例えば
❸「咬合圧検査1」、❺「舌圧検査」、❻「咀嚼能力検査1」を実施しても、保険算定できる組み合わせは、

❺「舌圧検査」＋❸「咬合圧検査1」
❺「舌圧検査」＋❻「咀嚼能力検査1」
の2通り

管理

口腔機能低下症と診断された方のうち、下記に該当する場合は口腔機能管理料を算定できます。

50歳以上または全身的な疾患等により口腔機能の低下を認める患者

口腔機能管理料1）咀嚼能力検査1、咬合圧検査1、口腔粘膜湿潤度検査、舌圧検査又は口腔細菌定量検査2のいずれかを算定した患者。
口腔機能管理料2）1に該当しない患者

毎月算定可
- ■ 口腔機能管理料1　**90点**
- ■ 口腔機能管理料2　**50点**

月2回算定可
- 歯科口腔リハビリテーション料3　**50点**

毎月算定可
- 口腔管理体制強化加算（届出：必要）　**50点**

毎月算定可
- ■ 歯科衛生実地指導料1　**80点**
- ■ 歯科衛生実地指導料2　**100点**
- ■ 口腔機能実地指導料（届出：必要）　**46点**

口腔機能管理

個人の状態に合わせた個別的訓練や個別的指導例

口腔衛生状態不良
舌ブラシを用いた清掃指導

製品の詳細はこちら →

口唇の筋力の低下
りっぷるとれーなーを用いた抵抗訓練

製品の詳細はこちら →

咬合力・咀嚼機能の低下と発達不全
- □ チューイングガムやグミゼリーなどを用いた咀嚼トレーニング
- □ 咀嚼回数の増加等の咀嚼指導
- □ 歯ごたえのある食事の摂取等の食事指導
- □ 摂取食品多様性の増加の指導

デモの申込はこちらから

口腔機能モニター Oramo2 に関する製品の詳細はこちらから

※「Oramo」、「オラモ」および「OramoO」ロゴは住友理工株式会社の商標または登録商標です。

ご使用の際は電子添文等をよく読んでお使いください。

このカタログに記載の価格は2026年9月現在の標準医院価格（消費税抜き）です。

取扱い店

製造販売元
住友理工
〒485-8550 愛知県小牧市東三丁目1番地
TEL:(0568)77-2975　FAX:(0568)77-2976

販売元
噛む、笑う、生きる、を支える。
株式会社 松風
本社／〒605-0983 京都市東山区福稲上高松町11　お客様サポート窓口 TEL:075-778-5482 受付時間8:30〜12:00 12:45〜17:00（土日祝除く）
支社・営業所／東京 TEL:03-3832-4366　営業所／札幌 TEL:011-232-1114　仙台 TEL:022-713-9301　名古屋 TEL:052-709-7688
京都 TEL:075-757-6968　大阪 TEL:06-6330-4182　福岡 TEL:092-472-7595
www.shofu.co.jp